

対日輸出有望産品調査(機能性食品分野)に係る専門家の公募について

2012 年 5 月 25 日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 横 尾 英 博

日本貿易振興機構(ジェトロ)は、アフリカ等開発途上国の産業育成および対日輸出の促進に取り組んでいます。ガーナ及びナイジェリアでは、機能性を持った多様な食品原料が栽培・生産されている一方、日本市場での知名度は低いことを踏まえ、専門展示会「食品開発展 2012」での紹介を行うこととしました。本事業では、両国に機能性食品市場に精通した専門家を派遣することによって、現地生産者に求められる情報を整備すると共に、効果的な出展方法について助言を行うことで、日本企業との円滑な商談を支援します。

ついては、下記の要領でご協力いただける専門家を募集します。ご関心をお持ちの方は、公募内容をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 対象国

ガーナ共和国、ナイジェリア共和国

2. 対象産品

機能性・原料食品(グレインオブパラダイス、コンボ、ミラクルベリー、ジンジャー、ホホワイトジンジャー、ワイルドマンゴー、ソーマチン等)

3. 対象企業

上記を含む機能性・原料食品の生産企業

4. 業務内容

- (1)出展予定産品および栽培・加工状況に関する情報収集
- (2)来日予定企業に「食品開発展 2012」における適切な展示方法、プレゼン方法を助言
- (3)「ガーナ・ナイジェリア機能性・原料食品カタログ」(仮称)作成に係る助言
- (4)現地企業への日本食品市場に関する情報提供(必要に応じて講演/配布資料作成)
- (5)日本の機能性食品市場に関する情報提供(マーケットニーズ、輸入手続き上の法規制・留意点、外国製品のポジション、商習慣、日本市場参入に向けた助言等)。
- (6)上記(1)～(5)に基づく報告書の作成及び帰国報告会の実施
- (7)その他本事業目的の遂行に必要な業務

5. 募集人数

1 名

6. 派遣期間

2012 年 7 月中旬～7 月下旬の約 10 日間程度 (専門家決定後、相談させていただきます)

7. 派遣形態

ジェトロと本人(または所属企業・団体等)が専門家派遣協定書を締結する業務委託方式

8. 応募資格

- (1) 事業へ積極的に参加する姿勢があり、自分の能力発揮に意欲的であること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と専門家の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野の専門知識が高く、対象製品の日本市場参入への課題を見極めることに精通していること、また当該分野の業務経歴を3年以上有すること。
- (4) 日常会話が可能な英語力を有すること。
- (5) 本業務を遂行する上で必要十分な健康状態であること。
- (6) 応募者に所属先がある場合は、所属元の了解が得られていること。
- (7) 刑事罰を受けていないこと(係争中を含む)。
- (8) 本事業及び他のジェトロ事業への協力の実績のある場合、期間中に指導内容・姿勢等に重大な問題、または手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと

9. 待遇

ジェトロ規程に基づく宿泊費、日当および技術料(30,000 円/日)を支給。また本邦・当該国・都市間航空券(往復)を現物支給。

10. 応募方法・選考手続き

- (1) 応募書類(添付①、②の両方)にご記入の上、2012年6月8日(金)までに下記のアドレスに電子メールで提出(郵送の場合は同日必着のこと)。
- (2) 書類選考の後、面談(日時は別途連絡、原則於東京)を経て採否を決定します。面談にかかわる交通費は支給しません。
- (3) 選考結果については採否のみを応募者本人に通知(採否理由はお答えできません)するとともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表します(個人名は除く)。提出書類は返却しません。

11. 応募期間

2012年5月25日(金)～2012年6月8日(金)必着

12. スケジュール(予定)

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 専門家募集公募、選定 | 5月下旬～6月初旬 |
| (2) 専門家派遣準備(調査資料準備、打合せ等) | 6月中旬～7月初旬 |
| (3) 専門家派遣実施(約10日間程度) | 7月中旬～下旬 |

※個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定および派遣手続きのために利用します。

書類提出先(担当部課)

ジェトロ 途上国貿易開発部 途上国貿易開発課 開発支援班(担当:福山、尾山)

〒107-6006 港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6F

E-mail: TEA-C@jetro.go.jp

※電話でのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場

合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）